

人事労務レポート

今回のテーマ

社会保険料控除のしくみ

< 給与計算における注意点 >

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5

金子ビル4F

TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

「40歳になった社員から介護保険料を控除するのを忘れていた。」

「改正前の旧料率で保険料計算をしていた・・・。」

月々の給与計算において社会保険料控除を誤り、社員から多く保険料を取りすぎていたり、逆に会社が多く負担しすぎていたりすることがよく見られます。

今回は社会保険料控除をテーマに取り上げ、ケース別にミスを防ぐための注意点を解説していきます。

1. 新しく社員が入ったとき

社会保険料(健康保険・介護保険・厚生年金、以下同じ)は入社月の翌月に支給される給与から控除(前月分の保険料をその月の給与で控除)します。雇用保険料は入社月から(給与支給のつど)控除します。

(例)4/1入社の場合(20日締め25日払い)

入社月(4/25支給)：雇用保険料のみ控除し、社会保険料は控除しない。

入社翌月(5/25支給)：雇用保険料を控除し、社会保険料(4月分)控除も開始する。

2. 退職者が出たとき

社会保険料は月単位で考えます。月の途中で入社した場合、その月は社会保険に加入していることになり、保険料も1ヶ月分がかかります。

一方、月の途中で退職した場合は、その月の保険料はかかりません。給与締め日と混同する方がいますが、締め日は忘れて「末日退職以外はその月の社会保険料はかからない」とシンプルに覚えてください。

(例)4/20退職の場合

20日締め25日払い：最終給与(4/25支給分)で「3月分」の社会保険料を控除する。

末締め翌月10日払い：最終給与(5/10支給分)では社会保険料は控除しない(4月分の社会保険料はかからないため)。

3. 保険料の改定

(1)4つの年齢に注意

【40歳】誕生月(誕生日の前日が属する月)の翌月から介護保険料の控除を開始する。

【64歳】4月給与時に64歳の人(その年度に65歳になる人)は、以後雇用保険料を控除しない。

【65歳】誕生月の翌月に支給する給与以降、介護保険料を控除しない。

【70歳】誕生月の翌月に支給する給与以降、厚生年金保険料を控除しない(70歳の誕生日の前日で厚生年金保険資格喪失)。

(2)3つの月に注意

【4月支給】介護保険はその年により3月分から料率が変わることがある(平成21年も改定)。

【5月支給】健康保険は年度により4月分(健康保険組合により3月分)から、料率が変わることがある。

【10月支給】年1回の定時決定(算定基礎届)による社会保険料の変更。また、同時に厚生年金は平成29年まで毎年9月分から保険料率が変わる。

この3つの月以外にも随時改定(月額変更)の場合、昇降給月から5ヶ月目に支給される給与から社会保険料を改定します。雇用保険料と異なり、固定賃金額の変更があっても社会保険料はすぐには改定されませんので、注意してください。

4. 賞与支給時

賞与からも社会保険料を控除しますが、毎月の給与とは控除の仕方が少し異なります。賞与額から1000円未満の端数を切り捨てた額に保険料率を掛けて保険料を計算します。ここで注意すべきは社会保険に加入している月に支払われた賞与において保険料を控除するということです。よって、月の途中で退職した社員に対し、その月に賞与を支払った場合は社会保険料は控除しないということになります。

5. 出産育児により休業する場合

【産前産後休暇(産前42日～産後56日)

給与支払いがなくても、社会保険料はかかりますので、毎月本人より会社に振り込んでもらうか、復帰後まとめて徴収します。

【育児休業(産後57日～子が1歳になるまで)

育児休業開始月より社会保険料は本人、会社ともに免除となります。社会保険事務所(健保組合)へ忘れずに育児休業申出書を提出します。

今月の主な労務・税務関連手続き

・雇用保険料率の変更(4/1000、一般の事業)

・労働保険年度更新の集計(申告期限は6/1～7/10です)

コラム

月刊誌「経理ウーマン5月号」で給与計算に関する記事を書きました。社会保険料以外の注意点も解説していますので、購読されている方がいましたらご覧いただけますでしょうか。今年の9月より協会けんぽの健康保険料率が都道府県単位毎の料率に変更されます。現在全国一律8.2%の保険料率が、東京8.18%、千葉8.17%、埼玉8.17%へと変更になります。時期が近づきましたら皆さんの新保険料をお伝えします。